

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和4年8月5日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2200142号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2200017号

第1 結論

昭和45年*月から昭和49年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和45年*月から昭和49年3月まで

私は、昭和49年頃に、元義母から、領収済スタンプが押された国民年金保険料と国民健康保険料の領収書の束を渡された。

元義母が、私の国民年金の加入手続を行い、元夫の国民年金保険料と一緒に私の請求期間に係る国民年金保険料も納付してくれていたはずである。

調査の上、請求期間の記録を国民年金保険料の納付済期間として訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間当時、住民登録をしている市区町村で初めて国民年金の加入手続を行った場合には、国民年金手帳記号番号(以下「国民年金番号」という。)が払い出され、年金手帳が交付されていたところであるが、請求者の国民年金番号「*」(平成9年1月1日に基礎年金番号として付番)は、その前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得年月日から、昭和50年3月頃に払い出されたと推認できる。

また、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおける氏名検索による調査を行ったものの、請求者に対して、国民年金番号「*」のほかに別の国民年金番号が払い出されたことを確認することができない。

さらに、請求者が請求期間当時に居住していたとするA市を管轄するB社会保険事務所(当時)において、昭和45年*月から昭和50年2月までの期間に同市に払い出された国民年金番号に係る被保険者の氏名について国民年金手帳記号番号払出簿にて目視の調査を行ったが、請求者の氏名は確認できなかった。

これらのことから、請求者に係る国民年金の加入手続は、昭和50年3月頃に初めて行われたと考えられ、当該加入手続時点で、請求期間のうち、昭和45年*月から昭和47年12月までの期間の国民年金保険料は、時効により納付できない。

加えて、請求者は現在、元義母から受け取った領収書の束を保有していないと陳述し、また、請求期間の国民年金保険料を納付したとする請求者の元義母は既に亡くなっていることから、元義母から、請求者に係る国民年金の加入手続状況及び請求者の国民年金保険料納付状況について証言を得ることができない。

そのほか、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2101539号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(脱)第2200001号

第1 結論

昭和44年4月1日から昭和47年12月1日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和44年4月1日から昭和47年12月1日まで

年金記録を確認したところ、A社に勤務していた請求期間が脱退手当金支給済期間になっていることを知った。しかしながら、私は、同社退職後に渡米しており、脱退手当金は受け取っていない。調査の上、請求期間の脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 判断の理由

年金事務所から提出された脱退手当金裁定請求書には、請求者の氏名、生年月日及び住所が記載され、印影が確認できる上、「最後に被保険者として使用された事業所」欄には、A社の社判が押され、「B社会保険事務所」(当時)の昭和49年9月4日付けの受付印が確認でき、脱退手当金の裁定請求に際し提出された退職所得申告書には、請求者の氏名、住所及び印影のほか、退職手当の金額が記載されている。

また、年金事務所から提出された当該脱退手当金の事務処理に係る被保険者資格事項調査依頼書により、B社会保険事務所において、適用課長から給付課長へ、請求期間に係る請求者の標準報酬月額が誤りなく回答されていることが確認できる上、厚生年金保険脱退手当金裁定伺においても、標準報酬月額が誤りなく記載されており、同社会保険事務所において、請求期間に係る脱退手当金の裁定手続きが適切に行われていることがうかがえる上、当該裁定伺には、隔地払いの送金先として請求期間当時に請求者が居住していた地区の金融機関の支店名が記載されている。

さらに、上述の脱退手当金裁定請求書、退職所得申告書、被保険者資格事項調査依頼書及び厚生年金保険脱退手当金裁定伺には、いずれも「B社会保険事務所」の昭和49年9月10日付け送金済の印が確認できる上、オンライン記録における脱退手当金支給額は、事業所別被保険者名簿に記載されている請求者の請求期間に係る標準報酬月額に基づき計算した法定支給額と一致しており、一連の事務処理に不自然さはない。

このほか、請求者が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。